

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録

日 時	平成23年9月20日(火) 午後1時00分から3時25分
場 所	さいたま共済会館501会議室
出席者数	12名
出席委員	高橋委員、河村委員、石野委員、田村委員、伊藤委員、荻野委員、関根委員 川島委員、和田委員、春野委員、長谷川委員、増田委員
欠席委員	横山委員
諮問事項 その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度埼玉県推奨図書に関する諮問について 2 青少年立ち直り体験交流会について 3 埼玉県青少年総合野外活動センターについて 4 青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組について 5 その他

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

田村委員、伊藤委員

3 議 事

(1) 平成23年度埼玉県推奨図書の諮問について

事務局及び埼玉県優良図書選定委員会 平田会長から、資料1-1～1-5に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(荻野委員)

毎年思うのですが、今まで推奨してきたどのような効果があったか、教えていただきたいと思います。

(事務局)

例えば、「読書率の向上」というような明確なデータは持ち合わせておりません。私どもとしましては、県民の方や出版社から本を推薦していただいて、専門の委員の方に選定していただいておりますので、これを幅広くPRしていくことが大事だと考えております。職員も色々な所に足を運んでPRしております。結果として、子ども達の読書の比率などが上がっていただければいいのですが、私どもでデータを収集しておりません。現場の声ということで平田会長からあれば伺いたいと思います。

(平田会長)

読書の比率は少しずつですが、年々上がっていると思います。推奨図書があると、学校の図書室や図書館で本を選ぶときの参考になります。御家庭だけでなく、学校でも購入して、子ども達に案内しています。そういう意味では、学校としても助かっております。

(田村委員)

基本的なことを教えていただきたいのですが、各対象区分で5冊を選定しなければいけないのですか。それとも1冊でもいいのですか。また、審議会で「推奨しない」と判断すると推奨されないのですか。

(事務局)

内規がございまして、その中で各部門5冊程度とあります。今までもその範囲で選定させていただいております。

システム上は審議会の諮問・答申を経た上で、県が意思決定しますので、最終的には県が判断するということとなります。

(田村委員)

システム上は、答申の内容に関わらず県が推奨することができるわけですね。でもなるべく審議会の答申を尊重したいということですね。

全般的には問題ないものがほとんどだと思います。ただし、井上ひさし氏がどういう思想の持ち主なのかは分かりませんが、『「けんぼう」のおはなし』は、非常に思想的に危険というか、相容れないものを感じました。また、選定理由が「憲法について井上ひさし氏がわかりやすく小学生に向かって話したことを基にして作られた絵本である」となっています。具体的にどの部分が推奨に値するのかが全然わかりません。本の内容ではなくて、井上さんが話したからいいというような選定理由に感じてしまいます。このような選定の仕方でのいいのか疑問に思います。

(河村会長代理)

これについては、事務局いかがですか。

(平田会長)

選定委員は部門ごとに分かれており、それぞれが責任を持って選定にあたっております。この本は私の担当部門ではありませんが、経験豊富な教員や司書が中心になって選定したものです。認定基準に則しながら、子ども達に読ませたらよい本を選んでおります。少なくとも選考する人間の中に偏った思想の者はいないと考えております。

(田村委員)

非常に自虐史観的な内容が含まれていることを多分気づいていないのでしょうか。日本以外の国籍を選択することもできるということを、子ども達に教えている本を「読んでください」と県が推奨するのは、いかがなものかなと思います。非常に思想的な背景を感じる本だと思うし、そのような思想を子ども達に植え付けてしまっただけのいいのか？と感じました。色々な考え方があるのはいいと思いますが、一方的な考え方を子ども達に植え付けるものを推奨するのは疑問に思います。

(河村会長代理)

今回30冊諮問されていますが、審議会で承認する場合には、1冊でも推奨できない場合は30冊すべてを推奨しないという扱いになるのですか。それとも、その1冊だけを推奨しないで疑義がない29冊は推奨するということになるのですか。

(事務局)

審査いただくのは、個々の内容になるので、個々の本について御判断いただければと思います。

(河村会長代理)

それでは、この本の推奨の可否について検討するということによろしいでしょうか。今の田村委員の御意見のほか、他の委員の御意見もいただいて推奨するか検討していきたいと思いますが、いかがでしょうか？選定委員会の方は基準に照らして選んだという説明をいただいておりますが、みなさんお読みになった感じではいかがですか。

(増田委員)

私は元教員をやっておりましたので、図書の選定にも携わったこともあります。図書を選ぶときには、一定期間を設けて、全部の図書を各選定委員が多面的に検討していきます。人には色々な思想・信条があるかと思いますが、子ども達に読ませるに当たって、そういうものを植え付けることがないように一冊ずつチェックしていきます。私の過去の経験からしますと、この本が問題になるような点は感じませんでした。むしろこういうものを推奨図書として読ませて、子どもの中に色々な選択肢や課題を出すというのもいいことかなと思いますので、是非推奨図書としてお認めいただけたらなと感じました。

(高橋委員)

確認したいことが2点あるのですけれども、選定理由はここに書いてあるのが全てですか。もう少し詳しいものを要約されているのですか？もう少し長い選定理由があれば、全体で説明していただきたいのですが。

それから、田村委員が仰ったことの質問なのですが、教育基本法が改正されて、学習指導要領が改訂されましたから、そういう趣旨にあわせて問題があるという御意見なのでしょうか。

(田村委員)

私もさらっとしか見てないのですが、まず問題点の1つは選定理由の中で、井上ひさしさんの話している内容を丸々この本にしたものというのが、「井上さんが言っているからいいことなのだ」みたいな選定理由であること。それから、この内容に関しまして、例えば『日本人は2000万人ものアジアの人々の命も奪いました。戦争をして、いいことはあったのでしょうか？』、『二度と戦争をしない、武器はもたない、揉め事は、話し合いで解決すると決めました。』と書かれていることです。

確かに日本国憲法にそういう風を書いてあるのかもしれないですが、この日本国憲法の読み取り方は法学者にも色々ある中で、一定の価値観を提示して、それを子ども達に読ませるのは植え付け以外の何者でもないという風に思います。例えば、『戦争が終わったのが1945年8月15日。私が10歳のときです。もう戦争にいくこともないし、武器をつくることもない。先生から「これからは自由ですよ」っていわれたときは、ほんとうに、ほっとしました。』というように、ただ、著者

の感想を何の条件付けもなく提示していいのだろうかと非常に疑問に感じます。戦争に至った経緯とか、日本人としてどういう状況の中で戦争に至ったのか。そういうことを一切教えないで、「このまま戦争に行かなくてよかった」と教えている本を、まだ歴史も学んでいない小学生中学年に読ませるのが全くナンセンスだと思います。

(高橋委員)

選定理由はどうでしょうか？

(事務局)

選定理由はこれが全てです。

(河村会長代理)

今、お聞きして思ったのは、推奨の意味とといいますか、推奨の拘束力はどのくらいのものか、何か規定はあるのでしょうか。

(事務局)

推奨図書とは、例えば学校や御家庭で読む際に、青少年にとって読むことが人生に役立つような図書ですとお勧めをするものです。所謂強制する性質のものではないので、県としては青少年に読むことをお勧めしますという位置づけです。

(河村会長代理)

この本については、ひとつの植え付けになるのではないかという御意見と、植え付けにならないという意見の2つありますけれども、他の委員の方の御意見はいかがでしょうか。

(増田委員)

推奨図書の場合、5冊又はプラスアルファの本を推奨しますので、必ずしもその学年の児童小学生中学年全てが全部の本を読む訳ではありません。そこから選びますので、推奨図書に入れておいても全然支障はないと思います。

(春野委員)

憲法は日本の法律の中で一番大事なものだと思います。学校では、小学校5、6年生の時に学ぶかと思いますが、憲法という法律があって、それが民主的な法律で、戦争をしないという中身になっているということについて学んでいくことについて、一人の母親として、私は全く問題ないのではないかという風に思っています。

選定の理由の書き方について言われていますけれども、もう少し井上ひさしさんについて簡単な一文でもあれば良かったのかどうかわかりませんが、私達の世代に

は、とても身近で色々な実績を生みだされている文化人だと思っていますので、その点についても私としては問題はないのではないかと思います

(河村会長代理)

ほかの御意見はいかがでしょう？

(長谷川委員)

うちの真ん中の子が、丁度これ位の年齢なのですが、こういう年齢の子が「憲法」の話とかに触れるきっかけになるのはいいことだと思います。

井上ひさしさんが講演で話されたことを別の方が本にまとめたのだと思うのですが、書いた方は井上さんが伝えたかったものを全てではなく、いくつかをピックアップしているのだと思います。そこの部分の説明がいまいちだと思います。井上ひさしさんが憲法の理念について語った部分を引き抜いて書いたとありましたけれども、小さい子どもに戦争があったとか憲法の理念といっても……。なんかちょっとアンバランスな気がします。

(石野委員)

推奨図書を選定過程で、図書の専門家の方々がそれぞれ審査して、決定されたわけですね。我々はどこに来て、じっくり拝見したわけではないので、簡単には判断できません。諮問された全ての本を精読した上で判断するのであれば、田村委員が仰ったような個々の疑問点とか指摘というのはできるのですけれども、この本だけを取り上げて、その中身について議論をしても、あまり生産的ではないと思います。無責任かもしれませんが、専門家の方々が議論して選ばれてきたものなので、余程大きな問題点がない限りは、我々としてはある程度認めるような仕組みになっているのではないかと思います。もし今回のように1つの本の中身に関して議論するのであれば、全ての本に関して、きちんと時間をとって中身を精査して議論する形にするべきだと思いますし、それができないのであれば、諮問された中身を推奨するのが前提だという風に私は考えています。

(河村会長代理)

全然違う角度からの御意見ですが、確かにそうだなと思いました。また選定していただく過程で落ちている本の方が多いと思うのですが、どのような本が落ちているのかを知らずして、なかなか議論ができないのかなとも思います。この点について事務局の意見がありましたらお願いします。

(平田選定委員会会長)

私は小学校高学年を担当しました。(この学年では)5冊の推奨図書がひとつの目安になっています。推薦される冊数も多く、学期末の忙しい時期ですので、なか

なか大変な作業となっています。それぞれの学年の子どもたちにとって、読み物として「心に残るか」とか「訴えかけるものがあるか」とか、そういうことを考えながら読んでいます。それから資料1－4（認定基準）もイメージしながら読んでいます。子ども達が、読書の幅とか、読書の量とか、読書を通して心豊かにできるかとか、そういうものを常に意識して読んでいます。よその学年を担当した皆さんも同じようなことを目安に審査していると思われまます。対象となる学年には向いてない中身であったり、現代的な言葉が多用される作品はどちらかという評価は高くない傾向にあります。子ども達の気持が潤うような内容であると、割と上位に選ばれます。

（田村委員）

選定委員会から諮問されたものを、「専門家が選んだからいいや」という判断をするのであれば、そもそも議事にする必要が全くないと思います。選定委員会から選ばれてきた図書が、審議会委員の目からしても推奨できる図書であるのならば推奨しようということだから議事になっているのだと思います。

本来なら一冊一冊吟味するべきだと思います。しかし、時間的制約もありますので、一点に絞って発言したのですけれども、当たり障りのある絵本を小学校中学年に提示していいのかなと非常に疑問に感じます。それを「専門家が選んできたからいいや」というのは非常に無責任だと思います。それが私だけの主張であって、他の委員が構わないのであれば結構ですけれども。

（高橋委員）

事務局にお聞きしたいのですけれども、審議会で異論が出た場合はどのような取り扱いにしているのでしょうか

（事務局）

過去全ての資料が今あるわけではないのですけれども、把握している範囲では、全て認めていただいております、異論が出た事例はございません。

（高橋委員）

今日は遅れてきましたので一委員として意見を言わせていただきます。一番大事なのは客観的な観点です。議事録も公開されますので、議事録を見た人が納得するということが大事だと思います。推奨図書を選定する基準と理由、ここに一番のポイントがあると思いますが、私も少し気になる点があります。

『国のしあわせのために、みんながいるんじゃないくて、みんなのしあわせのために、国があるはずです。だから、国や社会のために、一人ひとりがぎせいになるようなことはもうやめよう、「個人をそんちょうしよう」ときめたんですね。』の部分です。

読んでいる人は「そのとおり」と思うのですが、この度の教育基本法の改正とか学習指導要領の改訂というのは、国民としての資質を養成するということが大きな柱に入っているわけです。色々論争もありましたけれども、この観点で、(県立伊奈学園中学校で)歴史や公民の教科書は「育鵬社」を採択するということを県(教育委員会)が決定したわけです。

そうすると同じ県が推奨する図書として、そういう普遍的な観点からみて、もし疑問があるということであれば、きちんと議論しなければいけないことだと思います。客観的な基準という観点、選定基準と選定理由というところに、私も選定理由を読むだけでは少しいかがかなと思います。田村委員が仰ることも一理あるなど一人としては感じます。

(河村委員)

この推奨に関してのデッドラインは、推奨予定日の10月14日なのですね。

(事務局)

問題なくいった場合は、こういう想定をしていますが、これに必ずしも拘束されるものではありません。

(河村会長代理)

秋の読書週間にあわせて推奨するということですよね。

(事務局)

そうです。問題なければ秋の読書週間にあわせてPRすることができます。できれば、ここまでに決めておきたいというスケジュールになっています。

(河村会長代理)

このまま推奨するという決定はできないと思います。この本以外を推奨し、この本については議論していくしかないと思います。この議論について、日を改めて継続するなど事務局として何かお考えはありますか。

(事務局)

想定していなかったもので、ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。

(河村会長代理)

それでは、少し、休憩をとるということにいたします。

— 休憩 —

(事務局)

事務局といたしましては、審議会の委員の方に全員集まっていたきたいところですが、難しい面もございます。できましたら会長と会長代理に御一任いただいて、選定委員会からは平田会長と実際に選定に携わった先生方にお集まりいただき、ここでもう少し詰めた議論をしていただければと思います。その結果を次回の審議会でご報告させていただきたいと思います。先程申し上げたとおり、読書週間にもPRしたいというのもございますので、(「けんぼう」のおはなし以外の) 残りの29冊を推奨していただければありがたいと思います。

(河村会長代理)

事務局から提案がございましたが、いかがでしょうか。

<異議なし>

(田村委員)

推奨図書審査票の文言整理がきちんとされていないものがありますので、本当に推奨したいという思いを込めて提出したと感じられません。

例えば、「井上ひさし」が「井上やすし」となっていたり、『氷の海を追ってきたクロ』という本については、シベリア抑留の話ですけれども、ざっと見た時、戦争の悲惨さを教えてくれる内容ではなく、シベリア抑留の悲惨さと違法性を書いている本なのではないかなと思います。内容が恣意的な感じがするのですね。我々の認識が間違ってしまうおそれがありますので、この辺の文言の整理を、次回以降お願いしていただければと思います。

(河村会長代理)

次回、会長と選定委員の先生方との集まりでお願いするということによろしいでしょうか。学校の先生ですと、学校行事がまだまだたくさんある本当にお忙しい中で、御無理を申し上げていると思うのですけれどもお伝えしていただければよろしいでしょうか。では、今回諮問を受けた図書に関しましては、1冊継続審議ということで、29冊推奨すべきものとして知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

(河村会長代理)

なお、知事への答申につきましては、後ほど事務局を通じて、提出することとさせていただきますと思います。議事(1)については、以上で終了とします。

継続審議していただきますけれども、この議事の関係者として御出席いただいた平田会長は、ここで退席になります。本日は、ありがとうございました。

(河村会長代理)

続きまして、議事(2)から議事(4)までを事務局からまとめて説明をお願いします。

(2) 青少年立ち直り体験交流会について

事務局から、資料2-1、2-2に基づき説明があった。

(3) 埼玉県青少年総合野外活動センターについて

事務局から、資料3に基づき説明があった。

(2) 青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組について

事務局から、資料4-1、4-2に基づき説明があった。

<質疑・応答特になし>

(河村会長代理)

議事(4)までについては、以上で終了といたします。高橋会長がお越しになっておりますので、ここで議長の役目を終わらせていただき、議事の進行を会長に代わりたいと思います。

(5) その他について

(高橋会長)

議事提案をさせていただいた理由や背景について、御理解をいただいた上で参考部局の話を伺いたいと思いますので、少しお時間をいただいて、御説明をさせていただきたいと思います。

特に資料はお配りしてございませんが、平成22年9月16日付で文部科学省、厚生労働省の方から通知が出ております。これは、健全育成に関わることでございますので申し上げますが、「児童の健全育成に当たっては、家庭教育支援関係者との一層の連携が図られるよう努めること」あるいは、「各都道府県において、家庭教育支援担当部局及び児童福祉部局が連携・協力し、支援体制の強化に努めること」という方針が出ております。

また、家庭教育支援のあり方に関する動向として、教育基本法10条第1項に、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とあります。

そして第2項に、「国及び地方公共団は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」という文言が初めて盛り込まれました。

それを受けて、国が平成20年7月に教育振興基本計画をまとめましたが、特に重点的に取り組むべき事項として「家庭教育支援」というものを位置づけました。

「子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるように促す」というものが盛り込まれています。

そして、多少前後しますがけれども、平成19年6月に政府の教育再生会議第二次報告で、「親の学びと子育てを応援する社会へ」という提言をしまして、子育ての科学的知見の積極的な情報提供、普及啓発、それを子育て支援に活用するようにとすることで、子育てに関わる科学的知見を報告書の中で4ページに渡って紹介いたしました。

そして、今日の民主党と政府の総合的な子育て支援策としてまとめた、子ども子育て新システムの中で、親としての成長を支援するという基本的な考え方が盛り込まれました。

もうひとつ、この後、発達障害と児童虐待防止のお話を伺うわけですが、気になる子どもが非常に急増している中で、国は特殊教育から特別支援教育への転換、あるいは平成16年には発達障害者支援法という法律を作りました。

第3条に国及び地方公共団体の責務という中で、「発達障害の早期発見のための必要な措置を講じる」ということで、「医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保する」ということが盛り込まれました。

そして、第5条に「発達障害の早期発見」、第6条に「早期発達支援」、第21条に「国民に対する普及及び啓発」というところで、「国及び地方公共団体は発達障害に関する国民の理解を深めるため必要な広報その他の啓発活動を行うこと」とされています。

それらを踏まえて、新たな事業がスタートしたわけですがございますけれども、大阪の木島幼稚園それから橋波保育園を視察していただいて、それも踏まえて4月から新しい体制で新しい事業がスタートしたわけがございます。

児童虐待問題につきましては、私、2回国会で参考人招致を受けましたが、「発達障害の問題」と「虐待の問題」は非常に深く関わっています。これは、杉山登志郎という先生が525人の虐待を受けた子を調べましたところ、54%が発達障害であったということを公にしておられます。

従いまして、発達障害の防止と児童虐待の防止はリンクして一体的に捉える必要がある、そういった観点で、関係者にお集まりいただいて御説明いただくという次第になったわけがございます。

以上の理由を踏まえまして、議事を進めさせていただきます。

事務局から、資料5-1、5-2、5-3に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋会長)

質問ではなく、要望だけさせていただきたいと思います。

まず、発達障害支援事業と虐待防止事業の両方に係わることでございますが、先程お時間をいただいて、少し長く御説明しましたけれども、特に親育ち支援という観点、それから子どもの発達段階に応じた関わり方についての科学的知見や情報の提供というものをぜひ視野に入れていただきたい。

虐待との関連で申し上げますと、オランダでは、PHP研究所から本が出ていますが、例えばむずかり期、20か月までは脳の発達が急速すぎるので、吃驚して泣いている。その発達段階をきちんと教えて、どう関わったらいいかという関わり方を教えれば虐待はゼロになったという本が出ております。

勿論、ゼロにするのは難しいかと思いますが、発達段階とそれに応じた関わり方についての科学的知見や情報を提供することが、防止に役立ちますし、親育ち支援ということも虐待の予防という観点から御配慮いただきたいということでございます。

それから、発達障害と虐待の両方に関わることでございますが、教育委員会からも特別支援教育課の主任指導主事、家庭地域連携課の主任指導主事も来て頂いているわけでございます。冒頭に説明したように、この問題は関係機関が連携していくということが大事でございますので、健全育成という観点からも、ぜひ先程申し上げた新しい家庭教育支援の動向というものを踏まえて、施策を具現化していただきたいということをぜひ要望しておきます。

(高橋会長)

他に、みなさんぜひ発言したいという方はいらっしゃいますか。

(春野委員)

私は子どもの非行に悩んでいる親達の相談にのっているのですが、発達障害については本当に悩んでいる人が多いです。ここまでの取組についてはありがたいと思っておりますが、併せて乳幼児や小学校、学齢期を超えてしまった子どもたち、高校生くらいの年齢でも発達障害の疑いがある中で色々悪いことをしてしまって困っているという親たちは最近多くなっています。なかなか手が届かない面もありますが、学習会を開催しアンケート調査を行ってみると、参加されている多くの方が、「昔はきちんとしていた」「小学校の時はよかったけれども悪い集団に引っ張られて、悪いことをしてしまっている」と悩んでいるようです。具体的な提案はありませんが、教育や医療だけでは対応しきれない面もありますので、青少年課にも何らかの形で関わって取り組んでもらいたいと思います。

(関根委員)

虐待相談の内容でネグレクトが減ったという説明がありましたが、私は増えてい

るのではないかと思います。民生委員の担当地区でも、相談で伺うと、部屋中ゴミ屋敷みたいな感じの所もあります。お母さんに片付けるように言っても「これは置いてあるだけだから」といって取り合わない。学校に言っても「そうなんですよね」でその先に続かない。身体的虐待などであれば通報できるのですが……。洗濯機も1度も回ったことがないようなお宅もあり、ネグレクトはかなり深刻に蔓延しているのではないかと思います。

(和田委員)

私もネグレクトは増えているのではないかと思います。家庭訪問しますと部屋の中がぐちゃぐちゃなのにお母さんは片付けないということで、管理職はじめ担当が行って、ごみ袋を持って行って整理をしてくるのですが、何週間かするとまた元に戻っているという状況がありまして、「どうしたらいいのか」と思った経験があります。関係機関が連携して対応しているのですが、思うようには行きませんので、改善方法に関する悩みは尽きません。

私は市教育委員会にありますが、子どもを育てるといっても親をやはり指導していくという部分も大きいのかなという悩みもあります。

(子ども安全課)

説明が荒くて申し訳ございません、ネグレクトは減っているわけではありません、全体が増えている中でネグレクトの割合が少なくなっているということです。ネグレクト自体は増えていると思います。

(高橋委員)

福祉政策課の説明のこの4つの事業、啓発の推進、人材の育成、親への支援、中核発達支援センターの整備、これは画期的な全国にモデルを発信する誇るべき事業だと思っておりますので、是非この4つの柱の中に今日申し上げたような新しい家庭教育支援のあり方の動向を踏まえていただきたいと改めてお願い申し上げます。

特に縦割り行政を排して、縦割り行政の悪弊を打破しないとこれはできませんので、私が3年いたアメリカでは、3歳以下の子どもの場合に個別の家族支援計画が義務化して作られています。それが縦に受け継がれていく、それから横に受け継がれていく。つまり、縦と横に受け継がれていくシステムとして確立している。

それがシステムの課題として中核発達支援センターと関係してくると思いますけれど、でも大事なものは人材の育成、親支援、そして啓発の推進、この4つの柱だと思います。この問題は健全育成と深く関わっておりますので、引き続き逐次御報告いただき、またみなさんで議論をいただければと願っております。

4 閉 会